

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[民法]

2010年12月5日(日)

9:30～11:30

答案作成上の注意

- 1 これは法律科目試験の問題冊子である。ページ数は、表紙を除いて、1ページである。
- 2 問題は2問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚である。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書くこと。**罫線外及び裏面**を使用してはならない。
- 4 **受験番号**は、解答用紙の所定の箇所に必ず記入すること。
解答用紙に氏名を書いてはならない。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはならない。
- 6 試験時間の途中での退室は認めない。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。

〔民法〕

〔第1問〕（80点）

以下の（１）～（３）について、判例の立場に言及した上で、論じなさい。

- （１） Aの子であるYは、Aの実印を無断で使用して、A所有の不動産をXに譲渡し、登記も済ませた。その後、Aが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、YがAを単独で相続した。この場合、Yは自らの無権代理行為を追認拒絶することができるか。
- （２） 上記（１）において、相続人としてYのほかにAの妻Bがおり、YとBがAを共同相続したとする。この場合、Yは自らの無権代理行為を追認拒絶することができるか。
- （３） 上記（１）（２）と異なって、Aの子であるYは不動産を所有していたが、Aは、Yの実印を無断で使用し、Yの代理人と称して、Y所有の不動産をXに譲渡し、登記も済ませた。その後、Aが死亡し、YがAを単独で相続した。この場合、YはAの無権代理行為を追認拒絶することができるか。また、Yは民法117条の責任を負うか。

〔第2問〕（80点）

Aは、自己の債権者BのためにA所有の土地（宅地。以下「本件土地」という。）及び同地上の建物に抵当権を設定し、その旨の登記を済ませた。本件土地には、抵当権設定当時、石造りの由緒ある灯ろうがあり、また、抵当権設定後には、Aにより高価な庭石が設置されていた。

A宅を訪れたCは、Aの庭の灯ろうと庭石を見て大変気に入り、Bの抵当権の存在を知らないまま、Aと交渉してこれらをAから買った。

その後、Cは灯ろうを搬出したが、このとき、CはBの抵当権の存在を知っていた。庭石は未だAの庭に設置されている。

以上において、Bの抵当権の効力は、灯ろうと庭石に及ぶか、論じなさい。